

社会福祉法人坂戸市社会福祉協議会法人後見支援員に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人坂戸市社会福祉協議会（以下「社協」という。）の法人後見支援員について、社会福祉法人坂戸市社会福祉協議会法人後見事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 後見活動 実施要綱第2条第1号に規定する法人後見事業及び当該法人後見事業に係る研修その他の活動をいう。

(2) 法人後見支援員 実施要綱第2条第3号に規定する法人後見支援員をいう。

(法人後見支援員の責務)

第3条 法人後見支援員は、社協の指示に従い、誠実に後見活動に当たらなければならない。

2 法人後見支援員は、後見活動について、適宜その進捗状況等を社協に報告しなければならない。

(法人後見支援員に対する保険加入)

第4条 社協は、法人後見支援員の後見活動の際の事故等に備え、必要な保険に加入するものとする。

(法人後見支援員の報酬等)

第5条 社協は、後見活動を行った法人後見支援員に対し、報酬及び交通費を支給するものとする。

2 前項の報酬及び交通費の額及び支給方法は、会長が別に定める。

(法人後見支援員の辞職等)

第6条 法人後見支援員は、辞職しようとするときは、その旨を社協の会長に届け出なければならない。

2 社協は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る法人後見支援員を解嘱するものとする。

3 社協は、法人後見支援員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを解嘱することができる。

(1) 心身の故障のため後見活動の遂行に支障があるとき。

(2) その職の信用を失墜させるような行為があったとき。

(3) 第3条に規定する責務に違反したとき。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。